

令和3年度第3回  
守谷市国民健康保険運営協議会

会議資料

(当日ご持参ください。)

日時：令和4年3月24日(木)

午後1時15分から

場所：守谷市役所 全員協議会室

# 会 議 次 第

日 時：令和4年3月24日（木）  
午後1時15分から  
場 所：市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 感謝状贈呈

5 報告事項  
守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

6 その他

7 閉会

---

[資料目次]

ページ

(資料No.1) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

3～6

## 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）が令和4年4月1日から施行されることにより、国民健康保険税について未就学児に係る均等割額の減額措置が導入されたこと等及び、茨城県国民健康保険運営方針において、令和4年度から県内市町村の国民健康保険税の賦課方式を2方式に統一する旨の改訂が行われたこと等に伴う所要の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

## (1) 未就学児にかかる均等割額の減額

子育て世代の経済的負担軽減の観点から、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（未就学児）がいる世帯の被保険者均等割額の5割を減額します。

## (2) 賦課方式の変更による税率改正

賦課方式を3方式（所得割、均等割及び平等割）から、2方式（所得割及び均等割）に変更することに伴い、必要額を収納するための税率に変更します。

## (3) 小学生から高校生相当の者にかかる均等割の減免

賦課方式変更に伴い、多子世帯の負担軽減のために新設される県交付金を活用し、7歳に達する日の属する年度から18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある世帯の被保険者均等割額の5割を減免します。

## 3 施行期日

令和4年4月1日から施行

## 4 これまでの経過

令和2年 8月 第2回国民健康保険運営協議会  
（概要説明）

令和3年 8月 第1回国民健康保険運営協議会  
（方針及び素案説明）

12月 第2回国民健康保険運営協議会  
（改正案諮問、答申）

令和4年 1月 定例庁議

3月 定例月議会（条例改正案上程）

3月16日 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（可決）

## 国民健康保険税の税率（現行・改正）

### ◎税率改正のポイント

- ① 賦課方式統一による改正により、全世帯の税負担が増えないように設定。
- ② 県交付金（約800万円）については、7歳～18歳の均等割の半額減免に充当。  
※6歳以下の未就学児の均等割は、制度改正により半額軽減となる。
- ③ 国民健康保険支払準備基金については、取り崩しをしない。

（令和2年度末現在高：9億2,769万8,000円）

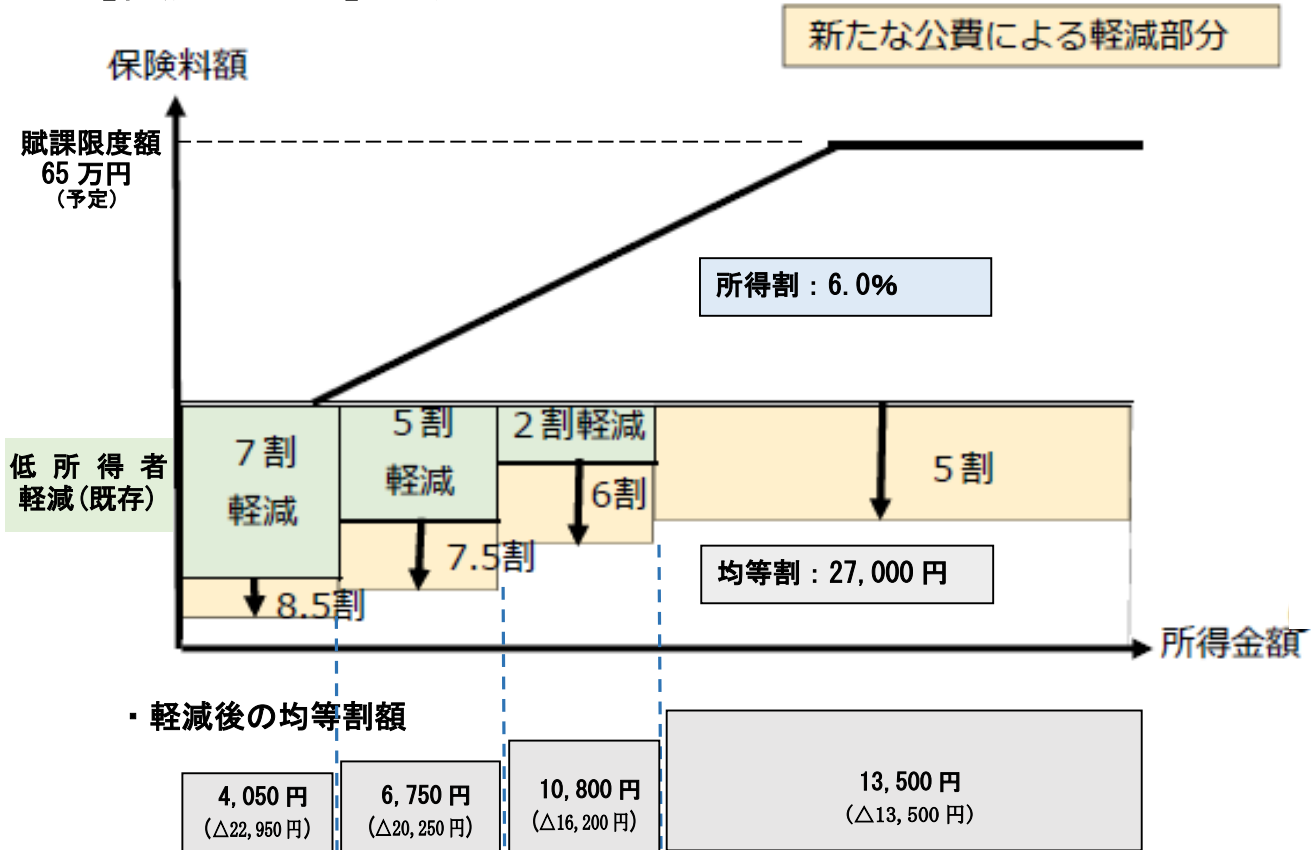
区分		現行	改正	差額
医療	所得割	6.9 %	6.0 %	△0.9 %
	均等割	24,000 円	27,000 円	△19,000 円
	平等割	22,000 円	廃止	
後期	所得割	2.2 %	2.6 %	0.4 %
	均等割	9,000 円	12,000 円	△6,000 円
	平等割	9,000 円	廃止	
介護 【据え置き】	所得割	2.2 %	2.2 %	0 %
	均等割	18,000 円	18,000 円	0 円
所得割合計		11.3 %	<b>10.8 %</b>	<b>△0.5 %</b>
均等割合計		51,000 円	<b>57,000 円</b>	<b>△25,000 円</b>
平等割合計		31,000 円	<b>廃止</b>	

### 【参考】

◎地方税法の改正に伴う国民健康保険税の改正について（案）

限度額の改正	区分	現行	改正（案）	比較
	医療分	630,000 円	650,000 円	20,000 円増
	後期高齢者支援分	190,000 円	200,000 円	10,000 円増

【軽減イメージ】（医療分）



【4人世帯 父39歳:給与収入, 母38歳:扶養, 子:未就学児2人 の場合】

給与収入額	98万円以下	195万円以下	295万円以下	295万円超
給与所得額	43万円以下	128万円以下	199万円以下	199万円超

・父の給与所得が200万円（給与収入約300万円）だった場合の国保税額

現 行	改正案	増 減
273,200円	228,600円	△44,600円

## 国民健康保険税改正に伴う税額増減

	現行		
	所得割	均等割	平等割
医療分	6.9%	24,000	22,000
後期支援分	2.2%	9,000	9,000
介護分	2.2%	18,000	-

	改正案	
	所得割	均等割
医療分	6.0%	27,000
後期支援分	2.6%	12,000
介護分	2.2%	18,000

設定所得金額：200万円

(給与収入のみで約300万円，年金収入のみで310万円 (65歳以上) )

単位：円

		世帯状況	現行	改正案	増減
1	1人世帯	【40歳未満，65歳以上の世帯】 (介護分なし)	206,800	174,000	△ 32,800
2		【40歳から65歳未満の世帯】 (介護分あり)	259,300	226,500	△ 32,800
3	2人世帯	【40歳未満，65歳以上の世帯】 (介護分なし)	239,800	213,000	△ 26,800
4		【40歳から65歳未満の世帯】 (介護分あり)	310,300	283,500	△ 26,800
5	3人世帯	【40歳未満，65歳以上，未就学児1人の世帯】 (介護分なし)	272,800	232,500	△ 40,300
6		【40歳から65歳未満，未就学児1人の世帯】 (介護分あり)	343,300	303,000	△ 40,300
7	4人世帯	【40歳未満，65歳以上，未就学児2人の世帯】 (介護分なし)	273,200	228,600	△ 44,600
8		【40歳から65歳未満，未就学児2人の世帯】 (介護分あり)	336,500	291,900	△ 44,600

## 守谷市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和4年3月1日現在

区分	委員氏名	任期	備考
被保険者を代表する委員	あおき ただし 青木 正	1期	被保険者
	あさの おさむ 浅野 修	2期	被保険者
	すが よしかず 須賀 吉一	3期	被保険者
	はこざき じゅいち 箱崎 寿一	1期	被保険者
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	そめや こういち 染谷 光一	6期	保険医（守谷市歯科医師会選出）
	かいつか ひろし 貝塚 広史	2期	保険医（取手市医師会選出）
	しばた さわこ 柴田 佐和子	1期	保険医（取手市医師会選出）
	もりた たかし 森田 崇	7期	保険薬剤師 （茨城県薬剤師会龍ヶ崎支部選出）
公益を代表する委員	さいれんち としみ 西連地 利己	1期	学識経験者 （獨協医科大学 先端医科学統合研究施設 研究連携・支援センター 准教授）
	さわだ ゆかり 澤田 由加利	1期	守谷市食生活改善推進員 選出
	さわだ やすし 澤田 康志	1期	守谷市民生委員児童委員 連合協議会選出
	そめや けいこ 染谷 桂子	3期	社会福祉協議会選出 （国保運営協議会会長代 理）

[委員の任期] 3年（平成31年4月1日～令和4年3月31日）



